第一期

年八月一四日まで嘉永六 (一八五三)

年から昭和二〇 (一九四五)

一)創立・社格付与関係

(『法令全書』第三八五明治元年5月10日)シ東山ニ祠宇ヲ設ケテ之ヲ合祀セシム(太政官布告)【一】癸丑以来唱義精忠国事ニ斃ルヽ者ノ霊魂ヲ慰

大政御一新之折柄賞罰ヲ正シ節義ヲ貴ヒ可致奮勵樣 御沙太候事

六明治元年5月10日) 霊魂ヲ祭祀セシム(太政官布告)(『法令全書』第三八【二】東山ニ一社ヲ建テ当春伏見戦争以来戦死者ノ

> 6月1日) 執行ス(太政官布告)(『法令全書』第四四〇明治元年執行ス(太政官布告)(『法令全書』第四四〇明治元年

付候事 付候事 化出候條諸藩隊長司令士登城拜禮被 仰於大廣間招魂祭被 仰出候條諸藩隊長司令士登城拜禮被 仰今般兩野總房武奧州數箇所ニテ致戰死候輩明二日巳刻御城內

日)(『法令全書』第一○九四明治元年12月18(行政官布告)(『法令全書』第一○九四明治元年12月18流離ノ者等ヲ査点シ祭祀若クハ救助ヲ施行セシム【四】戊午以来国事ニ労シ非命ノ死ヲ遂ル者及脱籍

澤ニ浴シ候樣可取計旨 御沙汰候事と一次の御一新二付天下之衆庶其所ヲ得各其志ヲ遂候樣覆載至仁之大政御一新二付天下之衆庶其所ヲ得各其志ヲ遂候樣覆載至仁之大政御一新二付天下之衆庶其所ヲ得各其志ヲ遂候樣覆載至仁之大政御一新二付天下之衆庶其所ヲ得各其志ヲ遂候樣覆載至仁之大政御一新二付天下之衆庶其所ヲ得各其志ヲ遂候樣覆載至仁之

儀)〕(明治2年8月9日) 【五】〔軍務官上申書(招魂社ニ永世高一萬石下賜ノ

出門族上。 出門族上。 出門族上。 出門族上。 出門族上。

招魂社

明治二年己巳八月廿二日爲,,祭資,永世被,,宛行,候事高壹萬石

願)〕(明治2年12月19日) 【六】〔兵部省願書(招魂社宛行高ノ内五千石ノ返上

返上仕度、此段奉ゝ願候也。追々致:『承知・候。付テハ會計御目途御立候迄、右高ノ內五千石追々致:『承知・候。付テハ會計御目途御立候迄、右高ノ內五千石招魂社へ高壹万石被:『宛行・候處、即今大藏省頗ル切迫ノ旨、

願ノ趣聞屆候事。

弁官達)(『法令全書』第一一七五明治2年12月20日)【七】招魂社宛行高ノ内五千石返納ヲ許ス(〔太政官〕

此段爲御心得相達候也候マテ右高ノ內五千石返上仕度段兵部省申出御聞屆被爲在候間候マテ右高ノ內五千石返上仕度段兵部省申出御聞屆被爲在候間招魂社へ高一万石被宛行居候處即今御費用多端會計御目途相立招魂社へ高

人名履歴調査(太政官達)(明治8年1月12日)【八】癸丑以来殉難死節ノ霊東京招魂社へ合祀ニ付

別紙の通内務省へ相達候。此旨可;相心得;事。 嘉永六年癸丑以來殉難死節の靈、東京招魂社へ合祀の儀ニ付、

魂

可」有」之候、此段及。御回答,候也。成、取調出來ノ上取纏上申有」之候節、一般ノ布告ハ御詮議振成、取調出來ノ上取纏上申有」之候節、一般ノ布告ハ御詮議相付、御問合ノ趣致,承知,候。右ハ御省ヨリ各府縣へ夫々御達相 癸丑以來憂國慷慨冤死候者、府下招魂社へ合祀云々御達ノ儀ニ

省乙第六号達)(『法令全書』)配二付詳細取調差出サシム(明治8年1月25日内務配二付詳細取調差出サシム(明治8年1月25日内務

守縣

4月25日内務省丙第一七号達内務省発府県宛)(『法令【一二】癸丑以来殉難死節ノ者取調方督促(明治8年

務省丙第一七号達内務省発府県宛)(『法会

全書』)

為メ神官被置度儀)〕(明治11年10月19日)【一三】〔陸軍省第一局伺書(府下招魂社々務取扱ノ

相添、此段相伺候也。得ハ、更ニ左ノ通神官ヲ被、置候樣致度、仍テ別紙太政官付案ヲ掛ケ社務爲;取扱,居候處、該社ノ儀ハ永世不朽ノ一大社ニ候招魂社ノ儀ハ、是迄一定ノ神官無」之、既ニ現今雇ノ者若干名

官被置度儀)〕(明治11年10月24日)

爲,取扱,候樣イタシ度、此段相伺候也。
爲,取扱,候樣イタシ度、此段相伺候也。
爲,取扱,候樣不多之度、此段相伺候也。
爲,取扱,核學、,以表別,於學別,與一個人。
於養元有」之候如、何分不都合人筋有」之、昨年中相廢止、其節候義毛有」之候如、何分不都合人筋有」之、昨年中相廢止、其節候義毛有」之候如、何分不都合人筋有」之、昨年中相廢止、其節不,取敢,同社雇人名目ヲ以テ若干名ヲ掛ケ、爾今引續キ社務爲、取政,來候。抑該社ノ義ハ永世不朽ノ大社ニ候へハ、更ニ相當、取政,來候。抑該社ノ義ハ永世不朽ノ大社ニ候へハ、更ニ相當、取政,來候。抑該社ノ義ハ永世不朽ノ大社ニ候へハ、更ニ相當、取政,來候。抑該社ノ義ハ永世不朽ノ大社ニ候へハ、更ニ相當、可以,來候。抑該社人義ハ、特ニ別格ノ神社ニシテ、大祭ノ節ハ陸海軍府下招魂社ノ儀ハ、特ニ別格ノ神社ニシテ、大祭ノ節ハ陸海軍府下招魂社ノ儀ハ、特ニ別格ノ神社ニシテ、大祭ノ節ハ陸海軍府下招魂社ノ儀ハ、特ニ別格ノ神社ニシテ、大祭ノ節ハ陸海軍府下招魂社ノ儀ハ、特ニ別格ノ神社ニシテ、大祭ノ節ハ陸海軍府下招魂社ノ儀ハ、大祭ノ節ハ陸海軍府下招魂社ノ後ハ、大祭ノ節ハ陸海軍府下招魂社ノ後ハ、大祭ノ節ハを海に、大祭ノ節ハを神経、大祭ノ節ハを持ている。

人員	官名	月給	
	社司	四拾円以上 工拾円以下	判
	11	以以上下	任
六	副社司	二拾五円以上	
三人	社掌	十円以上	

心得可^申、此段申添候也。追テ本文祭主以下祭典ノヿヲ執行候儀ハ、於:|兩省,是迄ノ通相追テ本文祭主以下祭典ノヿヲ執行候儀ハ、於:|兩省,是迄ノ通相

伺ノ趣難;間屆,候事。十一年十一月廿七日

為メ神官被置度儀ニ付回答)](明治11年11月11日)【一五】〔太政官法制局議案(府下招魂社々務取扱)

爲,|取計,|置候方可,然哉。御指令案取調、仰,|高裁,候也。 ,成、元來該社ハ社格モ無,」之、祭祀ノ時ハ陸海軍兩卿ノ中之 ,以、元來該社ハ社格モ無,」之、祭祀ノ時ハ陸海軍兩卿ノ中之 ,以、元來該社ハ社格モ無,」之、祭祀ノ時ハ陸海軍兩卿ノ中之 ,以、元來該社ハ社格モ無,」之、祭祀ノ時ハ陸海軍兩卿ノ中之 ,以、元來該社ハ社格モ無,」之、祭祀ノ時ハ陸海軍兩卿ノ中之 ,以、元來該社ハ社格モ無,」之、祭祀ノ時ハ陸海軍兩卿ノ中之 ,以、元來該社ハ社格モ無,」之、祭祀ノ時ハ陸海軍兩卿ノ中之 ,以、元來該社ハ社格モ無,」之、祭祀ノ時ハ陸海軍兩卿ノ中之 ,以、元來該社ハ社格モ無,」之、祭祀ノ時ハ陸海軍兩卿ノ中之 ,以、元來該社、社格・祭、本神官設置ノ儀取調 別紙陸軍省上申、府下招魂社々務取扱ノ爲メ神官設置ノ儀取調

【一六】〔陸軍省第一局伺書 (東京招魂社々格御定ノ

(明治11年12月17日)

相成候上、何分ノ御指令相成度。此段再應相伺候也。 格無」之ヨリ御聞屆難二相成一義ニ候へハ、更ニ相當ノ社格御定 成度、將亦先囘御指令旨趣ノ在ル所ハ難」被」察候へ氏、自然社 正候間、旁以先囘伺書差出候儀ニ有」之候條、猶篤ト御詮議相 儀祭式等ヲモ兼テ取扱ハセ來リ候儀モ有」之候へ氏、其名義不 種々變換致候へ
に、
今ニ至ルマテ引續
キ當省軍人死亡ノ節、
葬 官ノ者ヲ撰ミ社司・社掌ノ名稱ニテ奉仕セシメ、其後名稱ハ 祭典及平素細大ノ義ニ付不都合不」少、且又本社設立ノ際旧神 リ神官ニ異ナラサルモ、直チニ神官ノ稱号ヲ不設候ドハ、大小 同社ニ雇ノ者若干名ヲ置キ社務ヲ取扱ハシム。其職務タル固ヨ ヲ以テ一社ノ體裁を爲サヽル樣被」考深ク遺憾ニ存候。今現ニ 至ラサル所ナク盡サ、ル所ナシト虽氏、唯其神官ヲ置カレサル 即チ年々四囘ノ大祭アリ、月々四囘ノ小祭アリテ、慰答ノ聖旨 忠奮戰死セシ靈魂常ニ鎭座有」之、仍テ永世不朽ノ法ヲ立テ、 サルカ如シ。付テハ唯一・二ノ監護人ヲ置キ別ニ神官ヲ要セス 觀ル片ハ、其時々靈魂ヲ招キ神饌ヲ享ケシムルノ招魂場ニ過キ 招魂社々務爲::取扱:神官被、置度段相伺候処、去月二十七日伺 ト国氏、同社ノ事其實右樣ノ譯ニ無」之、戊辰以來國家ノ爲メ(離モ) ノ趣難||聞屆||旨御指令ノ趣敬承。然ル処該社ノ儀、社名ニ就テ

上答)〕 【一七】〔海軍省上答(東京招魂社々格御定ノ儀ニ付 (明治12年4月14日)

候條、此段上答仕候也。 ヲ以意見御照會ノ趣、敬承仕候。右ハ於」當省」何等異存無」之 陸軍省伺東京招魂社々格御定ノ儀ニ付、去月三十一日御内議案

二 八 上答) 〕 〔内務省上答(東京招魂社々格御定ノ儀ニ付 (明治12年4月17日)

別紙陸軍省伺東京招魂社々格等ノ件、 二就テハ別段意見無」之候、此段上答ニ及ヒ候也。 御下問ノ旨敬承。 右社格

(明治12年4月21日) 九 〔陸軍省上答 (東京招魂社々格御定ノ儀)]

致::承知

理致候テハ却テ錯雜ノ儀モ可」有」之ト被は相考は候間、概ネ其權 候。右於||社格|ハ聊異存無」之候へ氏、自今三省ニ於別紙招魂社々格ノ義ニ付意見可||申出||旨御照會ノ趣、 自今三省ニ於テ共々管

【二〇】〔陸軍省上申 (明治12年5月3日) (東京招魂社々格並神官ノ儀)]

御評議相成度、此段及"上申"候也。世不易ノ社号トハ不"被"存候間、更ニ相當ノ社号ノ義モ併セテ世不易ノ社号ノ ノ供ヲ享ケシムルノ場所ヲ指シテ唱フルモノ、如クニシテ、永魂社ノ稱号タル一時祭典ヲ擧クルノ日、在天ノ靈魂ヲ招キ神饌 于今何タル御指令無」之、定テ御僉議中歟ト被」存候。然ル処招 招魂社々格幷神官ノ儀二付、昨十一年十二月中再應相伺置候処

治12年5月6日 〔陸軍省伺書 (招魂社々格並神官ノ儀)] 明

二社號賜候樣別紙ノ通御上申相成度此段相伺候也 フルモノノ如クニシテ萬世ノ不易ノ社號トニ不被存候間今般更 之就テハ近々社格御取極メ可相成然ル處當時招魂社ノ稱號タル 招魂社々格並神官ノ議ニ付キ昨十一年十二月中太政官へ再應御 上申相成居候處方今御詮議相成居候歟已ニ過日御下問ノ趣モ有 時在天ノ靈魂ヲ招キ神饌ノ享ヲ受ケシムルノ場所ヲ指シテ唱

PHRAL 五月二日指令同之通

5月7日)【二二】〔陸軍省回答(招魂社々号ノ儀)〕(明治12年

靖國神社 右ハ左ノ通御定相成可√然ト存候。此段及□御囘答□候也。 右ハ左ノ通御定相成可√然ト存候。此段及□御囘答□候也。 當省の考案モ有△之候へハ、可□申出□樣御照會ノ趣致□承知□候。 本月三日附ヲ以招魂社々号ノ儀ニ付及□上申□置候処、右社号ニ

儀)〕(明治12年5月19日) 【二三】〔太政官法制局議案(招魂社々格並神官ノ

申有」之、仍テ見込問合候処、丁号ノ通囘答有」之調査候処、申 御達相成可、然存候。其後猶又陸軍省ヨリ丙号社号ノ義ニ付上 與スヘカラサルハ律ニ明文有」之以上ハ難」閣儀ニ候。然ルニ現 出ノ通御聽許相成候方可、然哉。仍テ諸案相添仰、高裁、候也。 旁別紙甲号ノ通內務・陸軍・海軍三省へ御下問相成候処、乙号 二於テ管理シ、同使定額金內ヲ以テ支出候例規モ有」之候ニ付、 官ノ進退ヲ內務卿ニ於テ管理シ、定額金幷營繕等ハ開拓使長官 理等ノ義ニ付テハ官幣小社札幌神社・國幣小社函館八幡宮等神 事他ノ神社ト同一視スヘカラサルハ言ヲ俟タサル事ニ付、其管 如ク職員ヲ設置相成候方允當ヲ可、得。尤モ該社ハ祭式始メ諸 已事ニ付、 地同社々職ノ者ニ於テ、軍人ノ葬儀ヲ取扱候ハ、又便宜不」得」 ラモ兼テ取扱ハセ來リ候趣、右ハ教導職ニ非サル者、葬儀ニ關 無」之、且陸軍省所管中ニ右ノ如キ職名ヲ被」設理由無」之ニ因 別紙陸軍省伺招魂社々務爲以取扱」神官被、置度儀審案候処、 レリ。然ルニ猶再應申出候本案ニ於テハ、軍人死亡ノ節葬儀等 二社司・社掌等設置申出ノ節聞屆ラレサルハ、全ク該社ハ社格 ^ 通夫々申出候ニ付、猶陸軍省見込ヲ参酌シ、左案ノ通三省へ 此際該社ヲ以テ別格官幣社ニ被ュ列、宮司以下式ノ

達)(『法令全書』明治12年6月4日)務陸海軍三省管理祭典其他常務取扱区分(太政官【二四】東京招魂社靖国神社ト改称別格官幣社列内

海軍省 東京府內務省 陸軍省

東京招魂社

右靖國神社ト改稱別格官幣社二被列候條此旨相達候事

左ノ區分ニ從ヒ可取扱此旨相達候事ハ自今內務陸軍海軍三省ニ於テ管理可致尤モ祭典其他ノ常務ハハ自今內務陸軍海軍三省ニ於テ管理可致尤モ祭典其他ノ常務ハ東京招魂社ノ儀今般靖國神社ト改稱別格官幣社ニ被列候ニ付テ東京招魂社ノ儀今般靖國神社ト改稱別格官幣社ニ被列候ニ付テ東京招魂社ノ儀のの場所を開発を開発を開発を開発を開発している。

- / / 一祭式ハ神社祭式書ニ準シ陸軍海軍二省ノ官員之ニ臨ミ執行ス左ノ區分ニ從ヒ可取扱此旨相達候事

- 祭式ノ外施設ノ廉竝例典ハ從前ノ通
- 神官進退黜陟ハ内務省ノ專任タルヘシ
- 神官增員若シクハ増給ハ内務陸軍海軍三省協議ノ上具申スへ派乍ええ黒暦アドアイト
- 但本殿拜殿等ノ模樣替ニ係ルハ三省ノ協議ヲ要ス建築修繕等及ヒ其他一切ノ經理ハ陸軍省ノ專任タルヘシ

(明治20年3月17日閣令第四号) 五五 官国 | 幣社 ノ神官ヲ廃シ更ニ左ノ神職ヲ置ク

閣令第四號

官國幣社ノ神官ヲ癈シ更ニ左ノ神職ヲ置ク

治 一十年三月十七日 內閣總理大臣伯爵伊藤博文

主 禰 宮

典 宜司

宮司 、補ス靖國神社宮司以下ハ陸軍省海軍省ニ於テ之ヲ補ス ハ內務省ニ於テ之ヲ補シ禰宜主典ハ北海道廳府縣ニ於テ之

宮司ハ奏任ノ待遇ヲ受ケ禰宜主典ハ判任ノ待遇ヲ受ク

三六 「靖国神社誌」 抄) 起 源 (明治44年12月)

或 神 社 誌

靖

靖國神社宮司 賀 茂 百 樹 編

源

存せり、 此後 五年 を 經て 國櫻山及周防國吉敷郡下字野令の招魂社の如きは今猶之を 比後 五年 を 經て ○此頃各藩に於ても私祭を行ひしものあり、長門へし、後に幕府の嫌疑を恐れ小祠を毀ち、靈璽をば福羽子はの宅に移しゝが、れども、未だ叡慮に任せたまはざるを以て行ふとあり、以て常時の狀況を察すれども、未だ叡慮に任せたまはざるを以て行ふとあり、以て常時の狀況を察す 粹を作るに至りぬ。それ、敬神尚武は政敎の大本にして、誠は、この國民の性格となり、遂に我國體の美を濟し、國 を下して陣歿者の爲めに招魂祭を行ふ旨達せられ。 社 部 内に小祠を建て、弔祭を行ひたりき。○祝詞に、近く公儀よ ながら實行せられたり、其翌三年七月には津和野藩士等相會し祇園白せしこと見ゆ、後二つ 其翌三年七月には津和野藩士等相會し祇園 て此弔祭を執行する事を得しなり、同祝詞中に志士の追祭と神祇官再興とを建久二年に至り、安政五年以來國事に死せし者を追赦する旨の詔あり、是に因り の偉丈夫を失ひたること亦夥し。 役にいたりて、有史以來未曾有の偉績を奏し、東洋の局面を一 國是、維が新にして、明治二十七八年役を經、明治三十七八年 他國に之なきは、 を欽仰する所以なり。されば此事の獨り我國にのみ、存して、 古來神社を建設し、忠勇の神靈を奉祀して偉烈を顯彰し、威靈 ぬれば臣民唯皇室の御爲めに身を獻げて忠勇事にしたがひ、 け億兆を慈育し給ひて、 東征大總督として東國を鎭撫し給ふや。同年四月二十八日令旨 して靈祭擧行の議を提唱し、文久二年壬戌十二月、福羽美靜、 せたまひ、民間に於ても志士また志士を追念し、神州の特風と 遺憾なしと謂ふべし。されど嘉永癸丑以降、忠憤義烈殉難死節 變し、世界の歴史に異彩を放つに至りぬ。神州正大の氣の靈動 は國家の元氣なり。 しても亦護國の神たらむことを期す。生死一貫國家に對する赤 謹みて按ずるに、 今百○五社あり、之を元治元年の設置なり、 、城內西丸大廣間に於て莊嚴なる祭典を行ひ。 時運窮極し、內憂外患荐りに臻るや、勤王の志士雲の如く 元氣の醖釀する所、王政復古の大業を激成し、進取の 其他六十有餘名、平安靈山に會して私祭を擧げ | 之を官祭招魂社と稱す、| 明治元年有栖川宮熾仁親王はり、これら各藩を通じて現明治元年有栖川宮熾仁親王 皇祖國を建て統を埀れ給ひしより、 固より然る所なりとす。 國家の元氣は强健ならざるべからず。是れ 恩德治く民心に孚し、深く肺腑に徹 是に於てか先帝大に之を愍ま 而して幕府施政の末 六月二日江 國史の 忠勇 死

> 至れり。是を以て同月二十九日より七月三日まで祭典の儀仰出至れり。是を以て同月二十九日より七月三日まで祭典の儀仰出至れり。是と以て同月二十九日より七月三日まで祭典の儀仰出至れり。是を以て同月二十九日より七月三日まで祭典の儀仰出至れた。 (新祭元以後の武を擧けらる。○始め二十八日より北月正は神祇官へ行幸あらせらる) に依り、かく 其の祭る所の神靈は、伏見鳥羽の役より函館は改められしなり、其の祭る所の神霊は、伏見鳥羽の役より函館は改められしなり、其の祭る所の神霊は、大門より祖門に即ちてに定めらされ、鎮祭の式を擧けらる。○始め二十八日より七月三日まで祭典の儀仰出至れり。是を以て同月二十九日より七月三日まで祭典の儀仰出至れり。是を以て同月二十九日より七月三日まで祭典の儀仰出 魂祭は江戸と改稱せらる。京都兩地に行はれしが。翌二年三月東魂祭は江戸と改稱せらる。京都兩地に行はれしが。翌二年三月東海難者の靈を東山に祭祀する旨仰出され、同七月十日十一兩日地源とも謂ふべし。次で朝廷に於ては、五月十日を以て癸丑以來威儀棣々として大に神靈を慰め、諸士の心を安んぜしめたり。威儀棣々として大に神靈を慰め、諸士の心を安んぜしめたり。 と定めらる、而して人民より供物餘興等を奉納せんとするものは小銃隊、武庫而して人民より供物餘興等を奉納せんとするものは小銃隊、世しめらる。○發砲順序は大砲隊、遊軍隊、第三番大隊、第四番大砲を殺せしめ、角力、煙火等の餘興あり。また各隊をして順次祝に當らしめ、角力、煙火等の餘興あり。また各隊をして順次祝 其地を實測し同十九日起工、日ならずして假殿の竣成を見るにて選定せしなりと云、終に九段坂上に選定して、六月十二日を以て、大村氏自ら出張し終に九段坂上に選定して、六月十二日を以て、大村氏自ら出張し終に九段坂上は宮城の乾に位して高燥の良地なりとを相せしめられ。○始め上野又は江戸見坂上を以て、其地に擬せしものあ越洋之助、増田虎之助、佐藤嘉七郎、松岡新七郎等をして社地越洋之助、増田虎之助、佐藤嘉七郎、松岡新七郎等をして社地 二年社號を賜ひ社格を附せられ。○當時祭神數壹萬八百餘柱な長へ國體に適合せる擧なれば。年と共に愈々人心に感孚し、明治十國 崇敬の禮を加へさせ給へば。 し。これを本神社鎮祭の起源とす。固より叡慮によりておこり、 祭の式は極めて莊嚴に擧げられ、祝部、樂人、其他關係せ しゝ各藩には神饌を分つこと各級あり。 之を許容し、 せしめられ。其翌三十日より七月三日までは、祝部をして祭典 祝詞を讀み給ひ。畢りて參列の官員、華族、各藩人をして拜禮 益二郎之を請けて内陣に納め。次で知官事嘉彰親王祭主として 彈正大弼五辻安仲勅使として參向し勅幣を奉り、副知官事大村 官知官事宮嘉彰親王勅を奉じたまひ大村益二郎、 京に奠都遷幸あらせらるゝや。更に招魂社建設の議起りて軍務 に祭祀の典を擧げしめられ。 人々に物を賜ひて其勞を表せられき。以て其嚴重なるを見るべ 一條實美及諸卿太夫、各藩隊長、 且祭典中參拜者には神酒を賜ひ、 臣子後昆永く聖慮の辱きを念ひ、 至誠至忠なる我祭神の威徳は赫々 畏くも萬乘の尊を以てして尙且つ 司令官列座の間に、 の始とすべし、 斯く鎖○これを遺族待遇 斯く鎖 特に戰死者を出 香川敬三、 船

生民誰か額手して祝福せざるものあらむ

無窮の帝道と與に臣道の發揚亦盡くる期なからんとす。

原敬発内閣総理大臣山本権兵衛宛)(大正3年3月3日内務省明治四二衆丙第七号内務大臣【二七】〔殉国志士ヲ靖国神社へ合祀ニ関スル件〕

「內務省四二衆丙第七号」

別紙殉國志士ヲ靖國神社へ合祀ニ關スル件、上奏書進達ス。

大正三年三月三日

內務大臣 原 敬

內閣總理大臣 伯爵 山本權兵衞殿

(未書) (本書) (下内務省明治衆丙第七号」 (下内務省明治衆丙第七号」

大正三年三月三日

內務大臣 原 勒

26